

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副 会 長	加 藤 勘 治	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	委 員	服 部 多惠子	
出席	委 員	荻 巢 征 夫	
出席	委 員	野 口 隆	
出席	委 員	藤 原 智	
出席	委 員	加 藤 薫	
欠席	委 員	水 谷 善 一	
出席	委 員	黒 田 國 昭	
出席	委 員	中 野 英 孝	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	蜂須賀 時 夫	
欠席	委 員	伊 藤 幹 雄	
出席	委 員	服 部 勝 明	
出席	委 員	横 井 博 昭	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	立 松 春 雄	
欠席	委 員	加 藤 清 治	
出席	委 員	小 林 義 昭	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	三 輪 清 博	
出席	委 員	村 上 守 國	
出席	委 員	野 口 ゆきゑ	
出席	委 員	井 戸 田幸夫	
出席	委 員	安 田 秀 樹	
欠席	委 員	佐 藤 武 司	
出席	委 員	古 野 正 史	
出席	委 員	石 垣 謙 治	
出席	委 員	野 田 峯 和	
欠席	委 員	堀 田 重 孝	
出席	委 員	服 部 政 良	
出席	委 員	植 田 秀 夫	
出席	委 員	中 島 義 雄	
出席	委 員	伊 藤 宗 雄	
出席	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成23年1月20日(木) 午後4時00分から午後5時34分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(32人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(5人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p> 日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p> 日程第2 議案第31号 農地法第3条関係</p> <p> 日程第3 議案第32号 農地法第5条関係</p> <p> 日程第4 議案第33号 買受適格証明願</p> <p> 日程第5 議案第34号 事業計画変更承認申請関係</p> <p> 日程第6 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p> 日程第7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p> 日程第8 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p> 日程第9 専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p> 日程第10 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p> 日程第11 専決報告 現況証明願</p> <p> 日程第12 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書</p> <p> 日程第13 報 告 農地改良届出書</p> <p> 日程第14 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と係長 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p>
事務局長	<p>開会(午後4時00分)</p> <p>定刻になりましたので、只今より平成23年1月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>〈会長あいさつ〉</p>
会長	<p>それでは、本日の出席者数は(37名中32名)で、定足数に達しております。</p>

すので、只今より1月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号25番 安田秀樹 委員、議席番号28番 石垣謙治 委員を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第31号	農地法第3条関係	9件
議案第32号	農地法第5条関係	8件
議案第33号	買受適格証明願	1件
議案第34号	事業計画変更承認申請関係	2件
決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	9件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	5件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	2件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	11件
報告	農地改良届出書	5件

以上でございます。

それでは、議案第31号 農地法第3条関係 9件について事務局より説明をお願いします。

事務局

(番号1番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 父と次女の関係で1月13日両者を呼び出し、地元委員立会いのもと事前審査を行いました。その結果、特に問題が無かった事を報告させていただきます。

(番号2番、同項目を同様に朗読) 渡人は相続で取得したが、遠方により耕作できない事により売却するといった理由でございます。

(番号3番、同項目を同様に朗読) 渡人は転居後、営農が困難との理由で今回売り渡すという理由でございます。

(番号4番、同項目を同様に朗読) 渡人の理由は2番と同様でございます。

(番号5番、同項目を同様に朗読) 渡人の理由は営農規模縮小との事でございます。

	<p>(番号 6 番、同項目を同様に朗読) 10月に2分の1を移転し、今回その残分の移転でございます。理由は遠方により耕作でいない事によります、通策距離12.5km、25分でございます。</p> <p>(番号 7 番、同項目を同様に朗読)</p> <p>(番号 8 番、同項目を同様に朗読) 交換の土地に付きましては、稲沢市平和町須ヶ脇 506・507 番地、合計 811 m²でございます。2番と同様でございます。</p> <p>(番号 9 番、同項目を同様に朗読) 渡人の理由は、耕作が困難との理由で売り渡すという事でございます。以上9件につきましては、農地法3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われ、以上でございます。</p>
会長	<p>只今、議案第31号について事務局より説明をさせていただきましたが、何かご質問ございますか。</p>
22番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
22番委員	<p>1番の新規就農者について少しお尋ねいたします。前審査等につきましては全てクリアをしたという事でございますが、改めてお尋ねをさせていただきます。この新規就農者の農業経営に関わる経歴というのは分かりませんが、農地法第3条第1項では農地の権利移動制限の許可基準を定めております。たとえば新規就農者が自ら農作業に常時従事する事とか、及び自宅から圃場までの距離、これは効率的に耕作が出来るなどの許可基準がありますが、もう少しこの件について説明をいただきたいという事と、愛西市、いわゆる行政がこの様な新規就農者に対して育成と支援について、愛西市の場合どのような形で取り組んでられるのか参考までにお尋ねをします。</p>
事務局	<p>新規就農の内容について説明をさせていただきます。3条の申請には営農計画が添付されております、その内容について再度確認をさせていただきました。通策距離等につきましては6.5km・13分、就業日数につきましては年間150日、作付け作物は水稻、年間収入金額に付きましては聞き取りをさせていただきました。後、通作の為の車の有無、農業機械について3条申請では田植え機・防除機をリースで借りるとなっているが間違いはないかの確認、他に農機具はあるかの問い合わせに草刈機を持っているとの事でありました。最後に許可後の事ではございますが、土地改良区の賦課金、地元の風習・習慣・付き合いには協力する様指導し、不法に農地を転用することが無いよう、及び農地を取得した場合は3年間転用が出来ませんと説明し、全てを理解していただきました。尚、この事前審査の内容を記入した議事録を作成し、記名・捺印後、郵送するよう指導しております。</p> <p>2点目の新規就農者に対する育成と支援については当委員会としては、行って</p>

22番委員	<p>おりません。 以上でございます。</p> <p>どうも有り難うございました。今回の新規就農者は女性の方でございます、年齢もいくつの方が分かりませんし、場所的にも相当離れた所を今回確保された、はたして農地法3条に定めている基準そのものについて若干私自身不安に思う訳でございます。ただ意欲のある方についてはどんどんと道を開けていただきたいと思っております。</p> <p>又、新規就農者というのは、いわゆる農業の経験のない方が始められる事ですので、それなりの指導をしていただきたい。特に農業経営は非常に厳しいもので、5反以上の農地を確保し相当の覚悟も必要です。その中で県の農業改良普及所あるいは農協などを含めて支援を進めるべきと思います。その点を含めまして行政とよく相談をして進めていただきたいと思います。有り難うございました。</p>
会長	<p>他宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、議案第31号 農地法第3条関係 9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成多数ですので、許可することに決定させていただきます。</p> <p>続いて、議案第32号 農地法第5条関係 8件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 受人は現在、家族3人で借家に居住しておりますが、手狭になり今回の申請となったとの事でございます。尚、2筆の地目が宅地となっておりますが、現況が農地でございますので農地法の適用を受ける事となります。</p> <p>(番号2番、同項目を同様に朗読) 受人は国道一号線の収用の為、蟹江工場の全ての移転を余儀なくされ、佐屋工場及びインター近郊である申請地を選定し、工場の全てを移転する計画でございます。建物は4棟の計画でございます。</p> <p>(番号3番、同項目を同様に朗読) 2番3番については、都市計画法上の理由で2申請となっております。</p> <p>(番号4番、同項目を同様に朗読) 申請地を買受けし、産婦人科医院を建築する計画でございます。</p> <p>(番号5番、同項目を同様に朗読) 産婦人科医院の駐車場でございます。尚、この4番5番につきましても、都市計画法上の理由で2件の申請となっております。</p>

	<p>(番号 6 番、同項目を同様に朗読) 申請地を買受けし、店舗を建築する計画でございます。</p> <p>(番号 7 番、同項目を同様に朗読) 申請地を借受けし、離れを建築する計画でございます。</p> <p>(番号 8 番、同項目を同様に朗読) 当初、この土地は駐車場として利用する計画でしたが、デイサービス施設を建設したいとの理由により今回の申請となりました。尚、議案 3 4 号にて事業計画変更承認申請が出ている案件でもございます。</p> <p>以上 8 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、議案第 3 2 号について事務局より説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p>
22 番委員	<p>今回も多くの優良農地が潰されたという事は残念でございますが、4 番 5 番についてお尋ねをさせていただきます。今回産婦人科医院を開業したいとの申請内容でございますが、この経営主体は、たとえば個人・医療法人のどちらでしょうか。</p>
事務局	<p>個人です。</p>
22 番委員	<p>個人ですか、入院施設はありますか。</p>
事務局	<p>あります。</p>
22 番委員	<p>病床を持つ開業医につきましては、海部津島医療圏というものがございまして、その中でベッド数の事ですが、海部津島の病院関係につきましてはベッドの数には定めがございます。この地域ではベッドを増やす事が厳しいと聞いた事がありますが、その様な事前審査といえますか県の方の医院開設についての準備についてクリアーしており、今回の申請の土地を求めれば開業できるとした内容でしょうか。</p>
事務局	<p>私共は農地転用を受けるに当たり、建物を建てるについては建築の方の許可見込みが在るのかを確認させていただいております。建物がある申請につきましては県建築課が通れば私共も同日許可となります。</p>
22 番委員	<p>建物の建築ではなく、この地において開業が出来るかどうかという、いわゆる土地を買ってから医院を開くことが出来なかったという事になりますと、当初の目的から逸脱する訳でございます。</p>
事務局	<p>宜しいでしょうか、愛知県と現地を確認し駅から 3 0 0 m 以内で 3 種農地に</p>

	<p>なりますので転用は可能となります。後は委員の言われる建築の方が許可が出ればこちらも許可が出る、建築の許可が出なければこちらも許可は出ません。農地法的には問題がない土地だと解釈をしております。</p>
22番委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>宜しいですか。</p>
11番委員	<p>8番の福祉施設へ変更になったとの事ですが、素朴な疑問ですが、駐車場が必要になって転用されたのですね。それにも関わらず新たに福祉施設を建設されたいと言う事で、そこについても駐車場用地が必要となってくる事なのですが、その理由付け、そして過去に駐車場用地が要求された部分についての駐車場スペースはどうなのか、理由付けはどうなっているのか。</p>
事務局	<p>前回転用が出まして、現在一部農地として残っている状態に変更計画が出ました。</p> <p>次の質問の建物の必要性があって、その駐車場は断念してその駐車場に建物を建てたいと今回計画が出ています。この代替の駐車場については、今現在の敷地にて台数的に収まるので、今後一切この申請に対して駐車場が必要である申請はしませんとする、一筆を書きいただいております。これも県の指導でございます。</p>
11番委員	<p>その最初の駐車場の申請に対する、その土地の利用計画はどのような転用申請だったのか、様はその駐車場用地は必要でなかった、その様な事はどのような指導をされるのか。</p>
事務局	<p>前回の申請関係書類はこの場に持って来ておりませんので、その内容はこの場ですぐにお答えできませんが、その他のところで県からも委員と同じ指導もございました。何でこの様になるのかと、では次回駐車場の申請は許可できないとした厳しい指導まではしてありませんが、今後の事が心配されますので申請書にこの関係で一筆書かれています。そちらを読ませさせていただきますと、「前回申請の駐車場、トラック回転スペースは取りやめます」、では委員が言われる従業員の駐車場は申請地の南側に敷地がございます。そこに従業員の駐車場を確保し、今後は一切駐車場は作りませんという内容の事が申請書に書かれています。</p>
11番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>他宜しいでしょうか。</p>
19番委員	<p>一般的なことで少しお伺いをしますが、農地が転用され家などが建つ、隣地</p>

	<p>の承諾は当然あると思いますが、実際建物が建つと想定以上に高かったという事で、農作物に対して被害が出る様な事が想定された場合、いわゆる日当たりが悪いとか、あるいは高く盛り土された為に低くなり排水が悪いとか、そういった場合の被害が、最初思っていた時よりひどい場合の指導はどの様にされているのか。</p>
事務局	<p>私どもの農業委員会への申請には、この様な文書を書かさせていただいております。「土地は整地のみを行い、隣地に被害無きをする」、最後に「万一周辺農地に被害を及ぼした場合は、当方にて解決する」という一文が書かれておりますので、私どもにそういった苦情がありましたら、転用者に連絡し対処するよう指導をさせていただいております。</p>
19番委員	<p>そこまでか。</p>
事務局	<p>そこまでです。たとえば委員が言われるように、建物が申請と違っていれば、当然、建築基準の内容も違いますので、そちらからの指導になるかと思えます。以上です。</p>
19番委員	<p>結局、許可上はその様で宜しいですが、隣地としては想定していなかった状況が後々分かった時点では遅い訳ですね。</p>
事務局	<p>建築基準的に合致していないものが建てば、それは建築の方からの指導となります。</p>
19番委員	<p>建築基準法だけで作って良いのか、後々、揉める様な気がするのですが、建築基準法では1.5メートルだったと思うのですが、それを3.0メートル離れてなどは可能かどうか。</p>
事務局	<p>転用者にも建築基準法に添って合法であれば、たとえ隣地の方の要望であったとしても、法的に許可が得られるものであれば、制約は出来ないと思えます。</p>
19番委員	<p>隣地の人は何を言っても法的に拘束力が無い場合、何を言っても仕方が無い様になってしまう。</p>
事務局	<p>その様になる場合もあるかと。ですから良く話を聞いていただくしかないかと思えます。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
19番委員	<p>はい。</p>

<p>会長</p>	<p>他宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは議案第32号 農地法第5条関係 8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続いて、事務局から議案第33号 買受適格証明願 1件の説明を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(番号1番・出願者・申請地の所在・地目・面積、備考を朗読)以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第33号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいですか。</p> <p>それでは議案第33号 買受適格証明願 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続いて、事務局から議案第34号 事業計画変更承認申請関係 2件の説明を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの買受適格証明願関係に付きまして、3条申請が出ましたら速やかに通していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(議案第34号 事業計画変更承認申請関係 番号1番の譲渡人・譲受人の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読)5条の8番で説明いさせていただいた案件でございます。</p> <p>(番号2番、同項目を同様に朗読)以上2件でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第34号について説明させていただきました何かご質問ございますか。</p>

22 番委員

只今の説明の 2 番についてお尋ねをいたしますが、事務手続きの方法について確認をさせていただきますが、この場合、農地法 5 条による許可申請につきましては、当初受人が当初渡人から土地を借り駐車場として使用する内容でございますが、事由で当初受人が事業を行えなくなったとなっておりますが、何故、1 年も経っていない様な賃貸借契約の駐車場が利用されなくなったのかという事と、もしその様な理由により駐車場として使われなくなった場合、契約を破棄し、元（農地）に戻して、又新たに次の方と所有権移転などの手続きをするのではないのかという様な感じがします。ですから、この手続きの方法及びこの事業計画変更承認申請は法的にはどう言った法律に基づいて議案として提出されるのかお尋ねをいたします。

事務局

まず一点目の当初受人がどうして使えなくなったのかにつきまして申請内容を朗読させていただきます。「所有者である当初渡人より売却の申出がありましたが、当初受人においては買受ける意思は無く、景気の影響及び従業員も減り臨時作業員も雇うことも無くなり、農振除外申請時及び農地転用申請時と状況が変わったので、当初渡人へ返却する事となった為」となっております。尚、この様な事業計画の変更につきましては、農地法関係事務処理要領が法改正に基づき制定されており、どうしてこの様な手続きが望ましいのかと言いますと、転用事業者が許可目的の変更を希望するとき、又は当該転用希望者に代わって当該許可に係わる土地について転用を希望する者がいるときは、次により処理することが望ましい、転用者が当初の目的が実行できなくなった時に次はどうするか。そこでこちらに書いてあるのは、事業計画の変更の申請を行わせ、当該申請が次のすべてに該当するときは、これを承認することができる。A さん B さん C さんいるとします、B さんがダメになったから A さんは農地に戻さなければならぬのかと言いますと、次の C さんが同じ利用目的であれば基本的にはその内容を継承する事ができると事務処理要領にあります。その要件ですが旧所有者によって農地として利用されない場合、変更前後が同程度の必要性がある事、後の利用が確実に行われる事、前後の農地への影響が同程度である事、許可後の内容が当初の許可の相当である事、この要件を満たす継承者がいれば継承者に継承させるのが望ましいと事務処理要領には明記させています。

又、この事務処理要領に基づきまして事業計画変更申請書という形で議案として上げさせていただきました、以上です。

22 番委員

今の事務処理要領に基づきまして手続の関係については、継承する事は良く分かりました。その前農業委員会の定例会において承認事項となっておりますかどうか再度お尋ねさせていただきます。それと理由を見ますと当初受人が事業を行えなくなったという事を言っています、と言う事は倒産、経営の事業悪化などで、実際は同じ目的の駐車場として他の方がお使いになりますと若干違うような気がします。そして賃貸を今度は所有者が買っていただかないといけないと言った形になって理由そのものについて理解できない様な感じがしま

	<p>す。たとえば当初受人が最初借りる時に最低1年以上は使用しないとけないう期限そのものは無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>何ヶ月と言った期限はございません。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。22番委員さん宜しいでしょうか。</p>
事務局長	<p>少し宜しいでしょうか、先程の農地法関係事務処理要領によりまして事業計画の変更については、農業委員会で承認をするという事となっておりますので、今回この議案でださせていただきましたのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>他宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは議案第34号 事業計画変更承認申請関係 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成と言う事で県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして事務局から 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 9件を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について1番から9番、借受人・貸付人・申請地所在、現況地目、面積・公告年月日、期間・作物名・権利の内容・新再設定を朗読)尚、以上9件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます、以上です。</p>
会長	<p>只今、決定第11号についてご説明をさせていただきましたが、何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・	5件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・	1件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・	2件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・	1件
専決報告	現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書・・・	11件
報告	農地改良届出書・・・・・・・・	5件

について事務局より説明をお願いします。

事務局

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から5番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読)以上の5件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)

(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況、処理日を朗読説明)以上2件につきましては、農地の転用の制限の例外に該当する2アール未満の農業用施設に供されている事を処理日に確認しました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)

(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読説明)現地を確認し、証明させいただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)

(報告 農地改良届出書 1番から5番の届出者住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間、備考(目的・搬入計画・盛土高)を朗読説明)以上でござい

<p>会長</p>	<p>ます。</p> <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか、それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので、可決承認をさせていただきました。</p> <p>それでは、その他に入らせていただきます。</p> <p>佐屋地区 農地パトロール報告をお願いします。</p>																								
<p>加藤副会長</p>	<p>農地パトロール報告</p>																								
<p>会長</p>	<p>事務局より報告事項があれば。</p>																								
<p>事務局長</p>	<p>・平成22年分 愛西市賃借料情報について報告させていただきます。</p>																								
<p>事務局</p>	<p>事務局より算出根拠及び金額を報告。</p> <p>米の収穫量調査 JA 北部 JA 南部(市江地区)へ聞き取りし、品種毎に等級・収量・買入価格を調査し、60kg当たりの価格9,000円(9,087)を算出。</p> <p>1月~12月までの3条・利用権を抽出し、3条 賃貸借30件 利用権1,371件のデータを抽出し、申請書との照合を行い、価格表示の無いもの29件を削除し、1,372件の内、作物別に振り分けし、情報提供に関する 水稻・蔬菜分の集計に入り、個々に平均額・最高額・最低額の抽出を行いました。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>田(水稻)の部</td> <td>平均額</td> <td>8,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高額</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最低額</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑(普通畑)の部</td> <td>平均額</td> <td>9,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高額</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>最低額</td> <td>5,900円</td> <td>の報告を行った。</td> </tr> </table>	田(水稻)の部	平均額	8,800円			最高額	30,000円			最低額	4,500円		畑(普通畑)の部	平均額	9,100円			最高額	10,000円			最低額	5,900円	の報告を行った。
田(水稻)の部	平均額	8,800円																							
	最高額	30,000円																							
	最低額	4,500円																							
畑(普通畑)の部	平均額	9,100円																							
	最高額	10,000円																							
	最低額	5,900円	の報告を行った。																						
<p>事務局長</p>	<p>・今月の農地パトロール1月25日(火) 午後2時00分から</p>																								

(1時30分から2時に変更)

立田庁舎 小会議室

・次回農地パトロール八開地区 2月25日(金)予定しております。

・次回農業委員会 2月22日(火)午前9時 立田庁舎 第一会議室
(21日から22日へ変更しました)

・全員ではございませんが、今定例会の召集通知の封筒に「源泉徴収票」を入れ送付させていただきました。確定申告に必要なと思われるので、大切に保管をお願いします。

・農業委員会委員選挙人名簿登載申請書につきましては、只今、事務処理を進めさせていただいており1月31日までに選挙管理委員会へ送付を予定しております。有権者数につきましては2月定例会に報告させていただく予定をしております。 以上です。

会長

これをもちまして、1月定例農業委員会を閉会とさせていただきます。

会議終了(午後5時34分)

平成23年1月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号25番委員 安 田 秀 樹

議事録署名者

議席番号28番委員 石 垣 謙 治

--	--